

## 直轄特定漁港漁場整備事業に対する県の負担について

《隠岐海峡地区（マイワシ、マアジ、マサバ対象）》

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第20条第3項の規定に基づき、令和7年度より国が新規着手する特定漁港漁場整備事業の負担金の一部を次のとおり負担するものとする。

### 【事業目的・経緯】

我が国の排他的経済水域（EEZ）内において、TAC魚種（マイワシ、マアジ、マサバ）の生産力向上による水産物の安定供給のため、隠岐海峡地区においてマウンド礁を1基整備する。

### 【全体事業費及び県負担額】

総事業費（R7～R13） 4,000,000千円（本県負担見込：364,000千円）  
[4,000,000千円×10%（地元負担率）×91%（県負担割合）]

### 【令和7年度当初予算分】

令和7年度事業費： 87,492千円  
令和7年度県負担額： 7,961千円  
[87,492千円×10%（地元負担率）×91%（県負担割合）]

※ 国、県の負担割合 国：9/10 関係都道府県：1/10

本事業は後進地域特例法により国の負担割合が9割まで嵩上げ予定

※ 2県間負担割合 島根県：91%、鳥取県：9%

島根・鳥取沖合で漁獲され、境港へ陸揚げされたもので、両県の卸売業者の取扱量に応じて算定

## フロンティア漁場整備事業（隠岐海峡地区）の概要

～ 隠岐海峡地区における、マイワシ、マアジ、マサバ資源の増大 ～

事業主体：水産庁  
事業規模：マウンド礁 1基  
高さ 約15m  
延長 約140m  
設置水深 約80m  
事業費：4,000百万円  
事業期間：令和7年度～令和13年度

### 【整備位置】



### 【マウンド礁のイメージ】



### 【マウンド礁の構造図】

